

「とび・土工工事業」「解体工事業」の経営事項審査を申請される方へ

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、経営事項審査において業種区分「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の申請をされる方は、以下の事項についてご注意願います。

○ 完成工事高の記入方法及び工事経歴書の作成について

建設業許可の業種区分が見直され、これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事業を営む建設業者は、平成28年6月1日以降、新たに設けられた「解体工事業」の建設業許可を受けることになりました。

ただし、経過措置として、平成28年5月31日までに「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までは「とび・土工工事業」の許可で解体工事を施工することができます。

経営事項審査（以下、「経審」という。）においても、平成28年6月より「解体工事業」の許可を取得した業者は、「解体工事業」について経審を受けることができます。あわせて、平成28年5月まで「とび・土工工事」の完成工事高に含まれていた「解体工事」の完成工事高は、「とび・土工工事」から除外する必要があります。

したがって、平成28年6月1日以降に経審を受審する場合は、これまでの「(旧) とび・土工工事業」の完成工事高から、「(新) とび・土工工事業」の完成工事高と「解体工事業」の完成工事高を切り分けて申請書に記入するとともに、それに対応した形で「とび・土工工事」と「解体工事」に分類しなおした工事経歴書を提出する必要があります（詳細は後述）。

また、「解体工事業」の許可の有無にかかわらず、解体工事を施工している業者に対しては平成28年6月1日から平成31年5月までは経審における経過措置として、“改正以前の許可区分によるとび・土工工事業”にあたる「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値も併せて算出し、通知を行います。

このため、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」のいずれか一方でも申請する場合は、もう一方の業種の許可や申請の有無にかかわらず、工事種別別完成工事高・工事種別元請完成工事高に「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の完成工事高（「とび・土工工事業」と「解体工事業」の完成工事高を合算したもの）も記入することとなっています。

○解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

「とび・土工工事」「解体工事」の完成工事高は、前審査対象事業年度および前々審査対象事業年度を含め、すべての事業年度で改正以後の許可区分で記載します。「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の完成工事高は、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の完成工事高を合算した数字になり、「(旧) とび・土工工事業」の完成工事高と一致します。

また、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」のどちらか一方しか申請しない場合でも、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」は必ず記入してください。なお、申請しない業種の完工高については、「その他」工事に含めて計上してください。

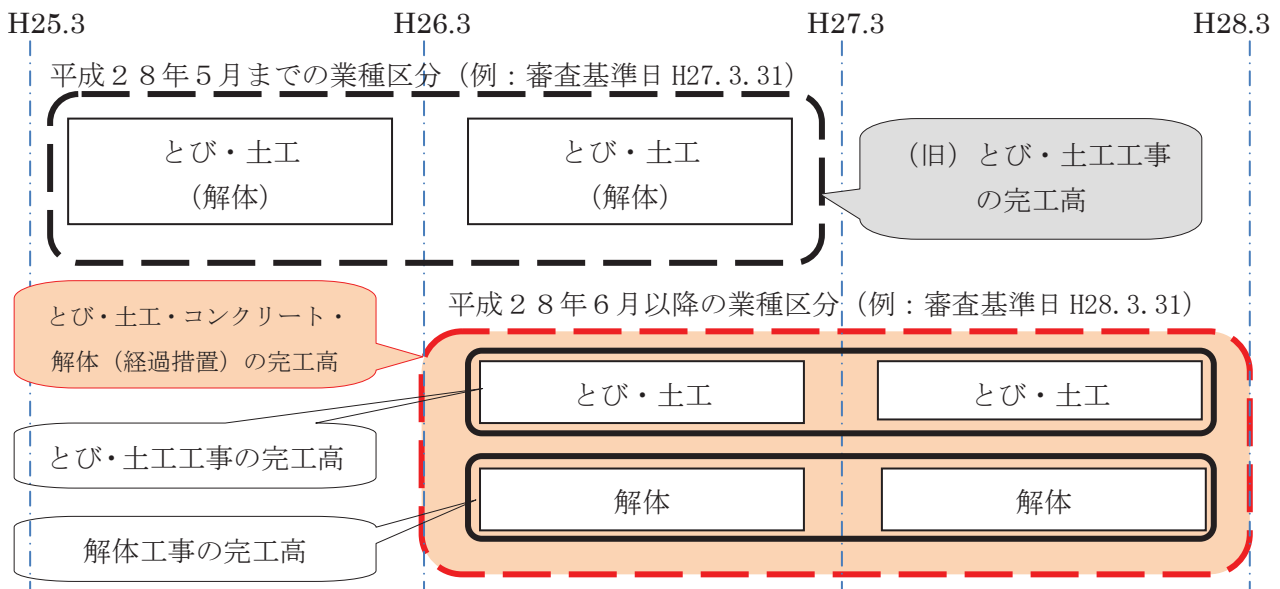
なお、審査の際に「とび・土工工事」「解体工事」「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」のそれぞれの完成工事高を正確に確認するため、完成工事高の2年平均・3年平均の別にあわせて、

・平成28年5月以前に事業年度終了届を提出している年度については、事業年度終了届に添付した「(旧) とび・土工工事」の工事経歴書から切り分ける形で、「とび・土工工事」「解体工事」に分類し直した工事経歴書を、遡って作成し、経審の申請書に添付することが必要です。

・平成28年6月以降に事業年度終了届を提出した年度については、事業年度終了届に添付の工事経歴書で確認します。

「とび・土工工事業」、「解体工事業」いずれか一方しか許可を有していない、又は申請しない場合でも、両方の工事経歴書を添付するようにしてください。

※2年平均の場合のイメージ



(例1) 「とび・土工」のみ 申請する場合 (2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「大工」
- ・経審申請 : 「とび・土工」
- ・審査基準日 : 3月31日
- ・完成工事高 (単位: 千円)

業種	審査基準日	H27.3.31		H28.3.31	
		完成工事高	うち元請	完成工事高	うち元請
とび・土工・コンクリート工事		50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事		0	0	0	0
解体工事		20,000	20,000	30,000	30,000
(参考)とび+解体		(70,000)	(20,000)	(90,000)	(30,000)
その他工事(「大工」)		5,000	0	5,000	0
合計		75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
- ・「その他(解体工事)」
- ・「大工」

H27.3期、H28.3期 分を作成
 ※「とび・土工・コンクリート」工事の契約書
 を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 27 年 8 月 受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H26.3.31		審査対象事業年度 H27.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	(旧)とび・土工工事			70,000	20,000
051	法面処理工事			0	0
	その他工事			5,000	0
	合計			75,000	20,000

前年の 050「とび・土工」と今年度の 300「経過措置」の金額が一致していることを確認してください。

050「とび・土工」は「解体」工事を除いた金額を記載
 70,000 - 解体 20,000 = とび・土工 50,000

○平成 28 年 8 月 受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	とび・土工工事	50,000	0	60,000	0
051	法面処理工事	0	0	0	0
300	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	70,000	20,000	90,000	30,000
	その他工事	25,000	20,000	35,000	30,000
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

「その他工事」は、経審を申請しない業種の工事金額を記載
 大工 5,000 + 解体 20,000 = その他 25,000

(例2) 「とび・土工」と「解体」を申請する場合(2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「解体」、「大工」
- ・経審申請 : 「とび・土工」、「解体」
- ・審査基準日 : 3月31日
- ・完成工事高(単位:千円)

業種	審査基準日	H27.3.31		H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
とび・土工・コンクリート工事		50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事		0	0	0	0
解体工事		20,000	20,000	30,000	30,000
(参考)とび+解体		(70,000)	(20,000)	(90,000)	(30,000)
その他工事(「大工」)		5,000	0	5,000	0
合計		75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
- ・「解体」
- ・「大工」

H27.3 期、H28.3 期 分を作成

※「とび・土工・コンクリート」及び「解体」工事の契約書を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 27 年 8 月受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H26.3.31		審査対象事業年度 H27.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	(旧)とび・土工工事	前年の 050「とび・土工」と今年度の 300「経過措置」の金額が一致していることを確認してください。		70,000	20,000
051	法面処理工事			0	0
	その他工事			5,000	0
	合計			75,000	20,000

○平成 28 年 8 月受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	とび・土工工事	50,000	0	60,000	0
051	法面処理工事	0	0	0	0
290	解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
300	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	70,000	20,000	90,000	30,000
	その他工事	5,000	0	5,000	0
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

050「とび・土工」は「解体」工事を除いた金額を記載
70,000 - 解体 20,000 = とび・土工 50,000

「その他工事」は、経審を申請しない業種の工事金額を記載
大工 5,000 =その他 5,000

(例3) 「解体」のみ 申請する場合 (2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「大工」、「解体」
- ・経審申請 : 「解体」
- ・審査基準日 : 3月31日
- ・完成工事高 (単位: 千円)

業種	審査基準日	H27.3.31		H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
とび・土工・コンクリート工事		50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事		0	0	0	0
解体工事		20,000	20,000	30,000	30,000
(参考)とび+解体		(70,000)	(20,000)	(90,000)	(30,000)
その他工事(「大工」)		5,000	0	5,000	0
合計		75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
 - ・「解体」
 - ・「大工」
- H27.3期、H28.3期 分を作成
※「解体」工事の契約書
を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 27 年 8 月 受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H26.3.31		審査対象事業年度 H27.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	(旧)とび・土工工事			70,000	20,000
051	法面処理工事			0	0
	その他工事			5,000	0
	合計			75,000	20,000

前年の 050「とび・土工」と今年度の 300「経過措置」の金額が一致していることを確認してください。

○平成 28 年 8 月 受審時

業種コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
290	解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
300	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	70,000	20,000	90,000	30,000
	その他工事	55,000	0	65,000	0
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

「その他工事」は、経審を申請しない業種の工事金額を記載
大工 5,000 + とび・土工 50,000 = その他 55,000